



みやぎ税務会計事務所通信

◀ 2024年1月 ▶



税務の話題

「令和6年度 税制改正大綱」が発表されました

今年も、本紙の年頭第1号は、令和5年12月14日に発表された「令和6年度 税制改正大綱」をお届けいたします。



「賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力である」

と大きく発想を転換し、その趣旨を税制改正で明確に位置付けたそうです。急に考えを変えることは難しいですが、様々な観点で考えたい部分です。

“コスト”と“投資”は「将来を見込んで」お金を使うかどうかという視点の違いがあるように感じます。

各表題は「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）」の「第一 令和6年度税制改正の基本的考え方」に記載されたものを引用しております。

1. 構造的な賃上げの実現

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

- ・本人、配偶者を含む扶養家族1人につき

皆さまが気になる減税項目！
「デフレに後戻りさせないための措置の一環」
「デフレマインドの払拭と好循環の実現」
につなげるための税制とのこと！



所得税（令和6年分） 3万円	個人住民税（令和6年度分） 1万円
（給与の方） 令和6年6月以降の源泉所得税額で控除。	（特別徴収（給与から天引き）の方） 令和6年6月分の徴収はなし。 控除後の住民税を11等分して 令和6年7月から令和7年5月まで 毎月徴収。
（事業所得の方） 第1期予定納税額で本人分を控除。	（普通徴収（市区町村から通知が届く）の方） 第1期分から控除。
※最終的には、年末調整や確定申告で精算されることになります。	

- ・合計所得金額 1,805万円超の納税者は対象外（給与収入のみの場合は 年収2,000万円超に相当）



6. 扶養控除等の見直し

児童手当について、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長。これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除が改定。

このほか、ひとり親控除を含め、具体的には令和7年度税制改正において見直し予定。令和8年度以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税について適用される見込み。

